

## 訪問看護体制機能強化事業設置促進強化費補助金交付要綱

平成27年 1月28日

福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年宮崎県条例第65号）第1条に定める基金を活用し、高齢者等が介護を必要とする状態になった場合でも住み慣れた地域において、必要な訪問看護サービスを利用できる体制を整備するために、予算で定めるところにより、訪問看護サービスの提供体制が不十分な地域等に新たに訪問看護事業所を開設する事業者に対し、開設までに必要な初期費用に係る補助金を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号によるものとする。

- (1) 「訪問看護」とは、要介護者又は要支援者の居宅において保健師、看護師及び准看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
- (2) 「訪問看護事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項の規定による知事の指定を受けた訪問看護ステーション及び健康保険法（大正11年法律第70号）の指定を受けた病院又は診療所が法第71条第1項の規定により、同第41条第1項の知事の指定を受けたものとしてみなされる事業所（以下、「みなし指定事業所」という。）をいう。
- (3) 「サテライト」とは、法第41条第1項の規定による指定を受けた事業所が開設する待機や道具の保管、着替え等を行うための出張所等で、当該事業所と一体的な運営が行われるものをいう。

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 訪問看護ステーション、みなし指定事業所又はサテライトを新たに開設する者。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費、補助率及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金額の算定方法は、別表のとおりとする。

ただし、対象となる経費は事業所等の開設日前6か月間に要したものに限る。

2 補助事業者は公募するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業所等を開設する位置を示す地図

(2) 建物平面図

(3) 事業所等開設予定地の写真(既存建物を賃貸借して設置する場合は、建物の全景及び事業所等スペース)

(4) 事業所等開設市町村の意見書(別記様式第5号)

(5) 納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)

(6) 特別徴収実施確認・開始誓約書(義務のある法人の場合)(別記様式第6号)

(7) 事業者の定款若しくは寄附行為等又はその登記事項証明書若しくは条例等の写し

(8) 誓約書(別記様式第7号)

(9) 事業開始から5年間の事業収支計画書

(10) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 知事が訪問看護サービスの提供体制が不十分と認める地域等において新たに訪問看護事業所を開設すること。

(2) 主として特定の施設等への訪問看護サービスの提供を行うものではないこと。

(3) 事業所等を開設する市町村及び地域の医師会等との密接な連携・協力が期待できること。

(4) 訪問車両の購入費用の補助を受けた場合は、車体に事業所名を塗装した上で使用すること。

(5) 訪問看護ステーションを開設する場合にあっては、県補助金の交付決定のあった年度の2月28日までに知事に対して法第70条第1項の規定による申請を行い、かつ、当

該年度の翌年度の4月1日までに同第41条第1項の知事の指定を受け、かつ、開設すること。また、みなし指定事業所及びサテライトを開設する場合にあっては、県補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月1日までに開設すること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(8) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に定める期間を経過するまで保存すること。

(9) 事業所等の設置に関して国及び本県の他の補助金を受けていないこと。

(10) その他法、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(事業の変更)

第9条 規則第10条第2項の規定により補助事業の内容、経費の配分又は執行計画を変更する場合は、訪問看護体制機能強化事業設置促進強化費補助金変更交付申請書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による訪問看護体制機能強化事業設置促進強化費補助金変更交付申請書の提出があったときには、その内容について審査を行い、予算の範囲内で補助額の変更決定等を行い、申請者に訪問看護体制機能強化事業設置促進強化費補助金変更交付決定通知書(別記様式第4号)により通知する。

(軽微な変更の範囲)

第10条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費総額の20パーセント以内の変更とする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により県補助金の支払いを受けようとするときは、訪問看護体制機能強化事業設置促進強化費補助金請求書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式第1号)

(2) 収支決算書(別記様式第2号)

(3) 建物全景及び事業所のスペースが確認できる資料（写真）

(4) 訪問車両の購入の補助を受けた場合は、車体に塗装した事業所名が確認できる当該車両の写真及び訪問車両が軽自動車にあっては検査記録事項の証明又は車検証の写し、普通乗用車にあっては登録事項等証明書又は車検証の写し

(5) 領収書等の補助対象経費が確認できる資料

(6) その他知事が必要と認める書類

2 第5条第1項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をし、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第1項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をし、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入に係る消費税等相当額報告書（別記様式第9号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第21条第1項ただし書並びに同項第2号及び第3号の規定により知事の定める期間及び財産の種類は、次のとおりとする。

(1) 規則第21条第1項ただし書の知事の定める期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間

(2) 規則第21条第1項第2号及び第3号に定めるもの 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、単価30万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産

附 則

この要綱は、平成27年1月28日から施行し、平成26年度の予算に係る訪問看護ステーション等整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行し、平成29年度の予算に係る訪問看護ステーション等整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月2日から施行し、令和3年4月1日以降の令和3年度の予算に係る訪問看護事業所強化推進事業設置促進強化費補助金から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行し、令和4年度の予算に係る訪問看護事業所強化推進事業設置促進強化費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行し、令和6年度の予算に係る訪問看護体制機能強化事業設置促進強化費補助金から適用する。

別表

| 区 分   | 補助対象経費  | 補助率等  |
|-------|---|---|
| 備 品 等 | 事務机・椅子、書棚、ロッカー、応接用テーブル・椅子、パソコン、プリンター、コピー機、通信機器、事務用品等の購入に必要な需用費及び備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。） | ① 当該年度の4月1日時点において、全域が中山間地域に指定され、かつ、訪問看護ステーションが設置されていない市町村（宮崎市を除く。）に設置する訪問看護事業所の場合<br>2 / 3 以内<br>上限 4,000 千円<br>② ①を除く市町村（宮崎市を除く。）に設置する訪問看護事業所の場合<br>1 / 3 以内<br>上限 2,000 千円<br>ただし、千円未満の端数が生じた場合には切り捨てる。<br>中山間地域とは、宮崎県中山間地域振興条例（平成 23 年宮崎県条例第 20 号）により定義された地域をいう。 |
| 事務経費  | 登記、指定申請及び広告に必要な旅費、需用費及び役務費（通信運搬費及び広告料に限る。）<br>※登記及び指定申請に係る代行手数料、証紙及び収入印紙の購入費用は対象外       |   |
| 設 備 等 | 事業所等の建物賃貸借及び事務機器等のリースに必要な使用料及び賃借料<br>※土地及び建物の取得並びに事業所等の新築、増築又はリフォーム等に要する費用は対象外          |   |
| 給 与 等 | 従業員の報酬、給料、賃金、各種手当及び社会保険料並びに従業員の研修に必要な旅費   |   |
| その他   | 特に知事が必要と認めた経費   |   |

【留意事項】

給与や賃金などの社会通念上支払いが翌月となり、当該補助金の交付決定のあった年度を超えて支出された経費についても補助対象とする。ただし、交付決定のあった年度の翌年度の4月20日までに支出されたものに限る。